

令和2年11月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1章 水道事業

第1条 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条に次のとおり、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
富津市域水道施設運転管理業務委託	令和5年度まで	404,000千円
袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託	令和5年度まで	391,000千円

令和2年11月16日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書
(水道事業)

(本年度提出に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	出 資 金	そ の 他
集中監視設備更新に係る経費	千円 900,000	—	千円 —	令和3年度まで	千円 900,000	千円	千円 204,500	千円	千円 695,500
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	470,000	—	—	令和5年度まで	470,000		115,500		354,500
富津市域水道施設運転管理業務委託	404,000	—	—	令和5年度まで	404,000				404,000
袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託	391,000	—	—	令和5年度まで	391,000				391,000

(過年度議決済みに係る分)

該当なし

議案第2号

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和2年11月16日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企
業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ） 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務
日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員
第3条の2第3号イを次のように改める。

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に
必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

（ア） 当該子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第
2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保
育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行って
いるが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（イ） 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到
達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該
当する場合

a 死亡した場合

b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な
状態になった場合

c 当該子と同居しないこととなった場合

d 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又
は産後8週間を経過しない場合

第3条の3第2号を次のように改める。

（2） 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために
特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

ア 当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

イ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳6月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該当する場合

(ア) 死亡した場合

(イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

(ウ) 当該子と同居しないこととなった場合

(エ) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第5条第6号中「児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）」を「保育所等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
令和元年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和 2 年 11 月 16 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

○令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分

1 水道事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	21,286,317,905	3,029,023,924	1,894,785,383
議会の議決による処分額	143,713,741	0	△ 935,012,356
減債積立金への積立	0	0	△ 210,118,811
建設改良積立金への積立	0	0	△ 581,179,804
資本金への組入	143,713,741	0	△ 143,713,741
処分後残高	21,430,031,646	3,029,023,924	(繰越利益剰余金) 959,773,027

2 水道用水供給事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	38,940,338,604	1,524,635,153	2,420,429,027
議会の議決による処分額	1,047,872,552	0	△ 2,220,429,027
減債積立金の積立	0	0	△ 817,323,029
建設改良積立金の積立	0	0	△ 355,233,446
資本金への組入	1,047,872,552	0	△ 1,047,872,552
処分後残高	39,988,211,156	1,524,635,153	(繰越利益剰余金) 200,000,000

議案第 4 号

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 11 月 16 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

決算書、意見書及び附属資料は別冊のとおり

議案第5号

監査委員の選任について

次の者をかずさ水道広域連合企業団監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月16日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

住 所

氏 名 石 井 志 郎

生年月日

報告第1号

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について
令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告
する。

令和2年11月16日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	損益勘定留保資金				
1資本的支出	1建設改良費	桜井地先配水管改良工事	13,365,000	0	13,365,000	0	13,365,000	0	0	工区内の湧水の処理方法の協議及び住民との調整に時間を要し、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)	
		笹子地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	8,415,000	0	8,415,000	0	8,415,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が工程変更したことに伴い、本工事の工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)	
		大戸見地先配水管切廻し工事	19,349,000	0	19,349,000	0	19,349,000	0	0	君津市施工の大盛橋架替工事が遅延したことに伴い、本工事の工期内での完了が困難となったため。(君津市域)	
		蔵玉地先配水管切廻し工事	8,140,000	0	8,140,000	0	8,140,000	0	0	千葉県施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、本工事の工期内での完了が困難となったため。(君津市域)	
		岩坂地先配水管更新工事	40,084,000	36,751,000	3,333,000	3,000,000	333,000	0	0	富津市施工の天羽中学校校舍改築工事が工期を延期したことに伴い、本工事の工期内での完了が困難となったため。(富津市域)	
		上泉地先配水管改良工事	2,574,000	0	2,574,000	0	2,574,000	0	0	0	千葉県施工の道路改良工事が工期を延長したことに伴い、本工事の工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		計	91,927,000	36,751,000	55,176,000	3,000,000	52,176,000	0	0	0	
		合									

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1建設改良費								
		大寺浄水場新管理本館建築付帯電気設備工事	163,149,000	0	163,149,000	0	163,149,000	0	0	別発注工事との兼ね合いにより、電話交換機の試験調整が出来ず、工期内での完了が困難となったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1建設改良費								
		小櫃川水管橋(上部工)耐震補強工事	37,367,000	0	37,367,000	0	37,367,000	0	0	新型コロナウイルスの影響により、部材の納期に遅れが生じ、工期内での完了が困難となったため。
		遠方監視制御設備更新工事	931,260,000	0	688,154,500	0	688,154,500	243,105,500	0	台風の影響で工場が浸水被害を受け、機器製作に遅れが生じ、工期内での完了が困難となったため。
	合	計	968,627,000	0	725,521,500	0	725,521,500	243,105,500	0	

報告第2号

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年11月16日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	－%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	－%	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（（流動負債－1年以内に償還の企業債）－流動資産）}}{\text{事業の規模（営業収益）}}$$

				(単位：千円)
水道事業	= $\frac{(4,805,384 - 1,762,945) - 8,508,888}{8,484,341}$	=	$\frac{\Delta 5,466,449}{8,484,341}$	= ー%
水道用水 供給事業	= $\frac{(1,751,638 - 899,716) - 6,914,356}{5,951,593}$	=	$\frac{\Delta 6,062,434}{5,951,593}$	= ー%
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div>『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、 資金の不足がないことを表します。</div> </div>				

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。

令和元年度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経営健全化審査意見書



か水広監第8号
令和2年9月18日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 様

かずさ水道広域連合企業団

監査委員 多 田 賢

監査委員 渡 辺 務



令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定により審査に付された令和元年度決算における資金不足比率及びそ
の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり
意見書を提出します。



令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

令和元年度の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
水道用水供事業会計	—	

